



POLICY MAKERS



カーボンニュートラル型 企業版ふるさと納税制度の導入

Author: 柳本 友幸

L A B





Policy makers lab Managing partner

柳本 友幸 Yanagimoto Tomoyuki

PROFILE

1977年大阪府生まれ。2002年、東京大学法学部卒。2020年、デジタルハリウッド大学大学院デジタルコンテンツマネジメント修士号取得。

大学卒業後、戦略コンサルタント、投資ファンド等で経験を積む。東日本大震災後には、岩手県の大船渡市・陸前高田市・住田町が申請した「気仙広域環境未来都市」の医療介護分野コーディネーターとして、震災からの復興と、環境問題と高齢化に対応したまちづくり事業に従事。

現在は再生可能エネルギーの導入・運用・コンサルティングを行うサステナジー株式会社の副社長として勤務する傍ら、個人でコンサルティングも行っている。

要旨

気候変動問題による影響が都市部より大きく、かつ大規模な太陽光発電所が立地する地方の自治体に対して、より太陽光発電所を立地することによるベネフィットが与えられるよう、企業版ふるさと納税の条件を緩和するもの。何か新しく補助金制度を設けるのではなく、かつ太陽光発電所のさらなる立地を促すことができると思った。2021年度日経脱炭素アワードで、アイデア・政策提言部門奨励賞を受賞。

目次

1	背景と課題認識	36
1-1.	カーボンニュートラルに向けた、人口減少地域の首長と住民の意識の乖離	36
1-2.	温室効果ガス削減	37
1-3.	気候変動問題の国内地域格差	38
2	カーボンニュートラル貢献型 企業版ふるさと納税案	39
3	期待される効果	40

カーボンニュートラル型 企業版ふるさと納税制度の導入

1. 背景と課題認識

1-1. カーボンニュートラルに向けた、人口減少地域の首長と住民の意識の乖離

首長	住民
<p>人口が減少し、そもそもインフラの維持が困難になっている自治体では、気候変動によるインパクトは大きい。農業・漁業の生産性が減少し、天災被害の頻度も増えている。人口減少にともなって増えていく使い道のない土地を活用して太陽光発電の導入を推進し、気象変動問題対策に貢献したい。</p>	<p>こんな小さい町がやっても気象変動は止められない。首長の言っていることは立派だと思うが、自分たちの生活改善にはつながらない。儲かるのは、都会の太陽光発電事業者と、たまたまそこに土地を持っていた地主と、施工に関わる地元の工務店だけ。一部の利益のために首長はあんなに頑張っている。何かおかしい。</p>

2012年に導入された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT法」）」は、再生可能エネルギーの導入・普及を促進するため、エネルギー事業者の価格保障をする制度であった。結果として、再生可能エネルギーが急速に導入された。

メガソーラーと言われるような大規模な太陽光発電所については、その事業特性上、地方で人口減少が進んでいるようなエリアに立地することが多かった。また、メガソーラーを開発する際には、住民の同意を得ながら様々な行政の規制をクリアする必要があるため、再生エネルギー事業者が基礎自治体の協力を得ながら、実務を進めてきた事例が多い。しかしながら、現在のFIT制度は、基本的に発電事業者が売電収入を得るのみとなっており、そうした立地拠点に対して長期に貢献するような制度ではないため、発電所の運転開始後は、発電所のメンテナンス雇用・土地の賃料・固定資産税といった、住民から見えにくくかつ小さいベネフィットしか存在していない。

一方で、一次産業への依存度が高い地方こそ、気候変動による影響は大きく、カーボンニュートラルに向けた意識も高い。

「私たちも気象変動の影響を実感しています。秋刀魚の漁獲量は減少し、海水温の上昇によりホタテの養殖環境も変わりました。地方ほど気象変動の影響を受けており、その影響はこれからさらに大きくなります。2050年カーボンニュートラルの日本の目標に向けて、私たちも再生エネルギー導入を全力で進めたいと考えています。2050年には、大船渡市の人口は半減すると予測されているので、現在大船渡市が必要としている電力の50%を市内で再生可能エネルギーとして発電できるようにしたいと思っています」（岩手県大船渡市長ヒアリング 2021年10月29日）

一方で、住民側から見れば、自分たちの地域の土地を大量に使って、一部の事業参加者だけが、住民に見えない形で利潤を得るように見えるメガソーラーは、推進するインセンティブがなく、むしろしばしば反対運動の対象となってしまっている。一部の土砂災害で太陽光発電所の立地が原因ではないかなどと報道されるなど、太陽光発電所を新規に開発することに対する逆風も存在している。

気候変動問題に対する危機意識を強く持ち、かつ、開発プロジェクトを推進する上で非常に重要なプレイヤーである、地方の基礎自治体が、再生可能エネルギーの開発から直接的なベネフィットを得られないどころか、むしろ反対運動の対象になってしまうことすらある。このような現状をみすみす見過ごすわけにはいかない、というのが、筆者の課題認識である。

1-2. 温室効果ガス削減

日本は現在、2030年に、2013年比で46%の温室効果ガス排出を削減する予定である。これは、CO₂換算で約4億8千万トンになる。しかしながら、日経新聞の報道によれば、「取り得る策を積み上げても30%台後半が限界」（経済産業省）、「目標の実現可能性は非常に低い」（本部和彦 東京大学客員教授）と言われている。
[\[https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00005/042600071/\]](https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00005/042600071/)

2030年に46%の温室効果ガス排出削減は、2050年に温室効果ガス排出ゼロを実現するという国際的な政策目標から逆算された目標値であって、仮に遅れるとしても、数年以内の遅れに留めなければ、2050年の目標達成は絶望的と言える。現状の法制度・技術レベルでは実現できない温室効果ガス排出の削減手法が必要である。

1-3. 気候変動問題の国内地域格差

気候変動問題による影響は、しばしば先進国より発展途上国の方が大きいと言われることがある。一次産業への依存度が高い国、クーラーの普及率の低い国、医療インフラの弱い国の方が、平均気温の上昇による影響を受けやすい。例えば、環境経済学者のマイケル・グリーンストーンの調査によれば、「各国についてさまざまな要因を勘案すると、ある年に気温が一度上がるだけで、1人当たり所得は1.4%減る、ただし減るのは貧困国だけである」と結論づけられている。[「絶望を希望に変える経済学」 アビジット・V・バナジー、エステル・デュフロ 日本経済新聞出版社]

同じく、日本国内でも、都市よりも地方の方が、気候変動問題による影響を受けやすい。すでに、農業においても漁業においても、すでに気候変動による影響が実際に発生しており、栽培品種の変更などの研究が行われ

実施されている。大型台風やゲリラ豪雨によるインフラの被害も、テレビで見るだけでなく、ニュースにならない小規模なものが幅広い地域で発生しているものの、人口密度が低く予算規模の小さい地方自治体は日に日に対策が困難になっている。

一方で、都市部の住民は、一次産業における影響も、インフラ被害も、身近に起こる問題ではないため、気候変動問題を自分ごととしてとらえにくい。また、そもそも再生可能エネルギーの立地・開発に関するステークホルダーでもなく、カーボンニュートラルを推進する主たるプレイヤーになり得ない。気候変動問題による影響が目の前で発生している地方に、カーボンニュートラルを推進する手助けをすることが、政策として肝要である。

2. カーボンニュートラル貢献型 企業版ふるさと納税案

ここまで見てきた現状認識を踏まえ、筆者としては、再生可能エネルギー事業者が、再生可能エネルギー発電所を立地した自治体に対して、直接的にベネフィットを提供できる、カーボンニュートラル貢献型 企業版ふるさと納税（以下、「CO2削減ふるさと納税」）を提案する

- 「CO2削減ふるさと納税」は、企業版ふるさと納税（正式名称「地方創生応援税制」）の制度を流用する。すなわち、企業が納める法人関係税のうち、CO2削減ふるさと納税を行った事業者については、寄附による損金算入と、税額控除を認めるものとする
- 企業は、再生可能エネルギー拠点を設置している自治体に対して、「CO2削減ふるさと納税」を行うことができるようとする。エネルギー事業の開発は、通常20年以上かけて利益回収するため、通常の企業版ふるさと納税は期間が5年までとなっているところ、「CO2削減ふるさと納税」の期間は20年を上限とする
- 「CO2削減ふるさと納税」は、通常の企業版ふるさと納税の要件とされる、「地域再生計画」を不要とする。ただし、自治体は気象変動による影響を受ける分野（インフラ整備、農業・漁業・林業など一次産業）に投資するための基金制度を設定し、「CO2削減ふるさと納税」によって納税された金額はその基金に充当する（個人版ふるさと納税の納税額を用途別に基金としているものと同様に、設定した基金制度の目的に合致する範囲で自治体が予算として利用できるようするイメージ）
- 日本全体の2050年カーボンニュートラル達成に向けて、より再生可能エネルギーの導入を進める必要があることから、「CO2削減ふるさと納税」は、通常の企業版ふるさと納税の税軽減効果が最大9割となっているところ、最大10割とする
- 「CO2削減ふるさと納税」には、納税する対象の自治体の中で再生可能エネルギー事業を営んでいる/または営む予定がある事業者と、事業への出資者、工事施工者、メンテナンス等の事業者、融資金融機関など、当該自治体で再生可能エネルギー事業を行うことにより利潤を得るステークホルダーが参加できることとする

3. 期待される効果

- 納税額：2019年度の再生エネルギー買取総額実績は3.58兆円であり、2030年度の同買取総額の長期見通しは3.72兆円から4.57兆円となっている（電力中央研究所予測資料）。仮に2030年度の再生可能エネルギー買取総額を4兆円とし、同事業の利益率を20%、法人住民税率を1.62%、CO2ふるさと納税の利用率を30%とした場合、CO2ふるさと納税によって地方自治体の基金に納税される金額は単年で約39億円となる。工事施行者・メンテナンス等の事業者・融資金融機関からのCO2ふるさと納税が行われることを想定すると、単年で約50億円程度を見込むことができるを考える。寄附期間は20年間であるので、計1000億円が、地方における再生可能エネルギー立地促進と、気候変動問題対策に使用できると予測できる。



POLICY MAKERS — LAB